

住宅防火モデル地区アンケート結果のお知らせ



アンケートにご協力いただきありがとうございました。

岩槻消防署から、アンケートの結果をお知らせさせていただきます。

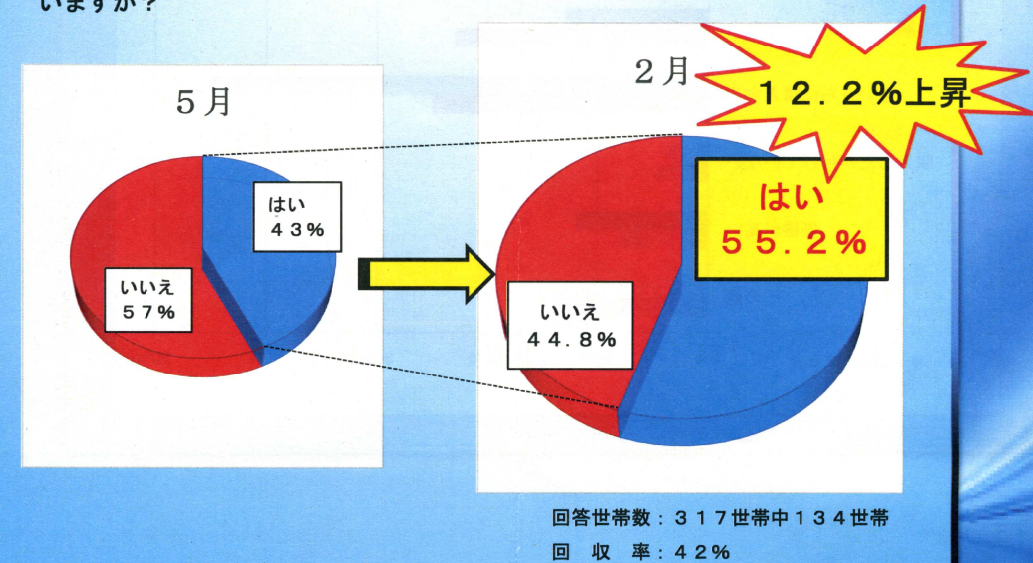
さて、加倉第2区自治会を「平成28年度住宅防火モデル地区」に指定させていただき、火災0(ゼロ)・住宅用火災警報器の全住戸設置を目指しました。

目標にむけてさまざまな活動を実施させていただいたところ、アンケートの結果から「住宅用火災警報器を設置した。(設置率12.2%上昇)」、又「自治会の防火意識が高まった。(72%)」などの多数の回答をいただき事業の効果があつたことを確認することができました。

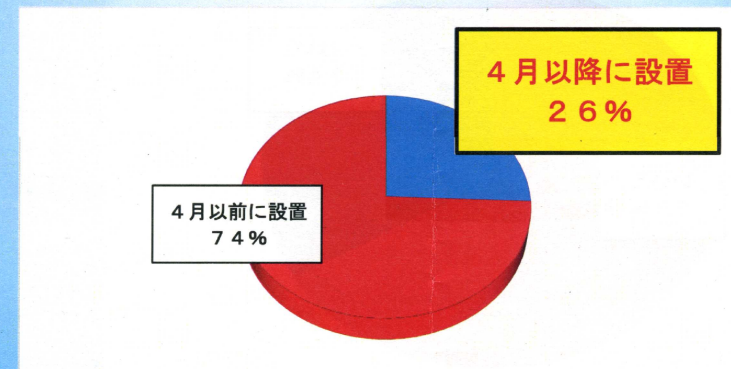
このように事業の成果を上げられたのも、ひとえに自治会員の皆様のご協力の賜物と、心から厚くお礼申し上げます。

岩槻消防署としましては、今後も自治会との連携を図りつつ住宅防火対策の推進に取り組んで参りますので、引き続きご理解の程よろしく願いいたします。

1 現在、あなたのお住まいに火災警報器又は、住宅用火災警報器が設置されていますか？

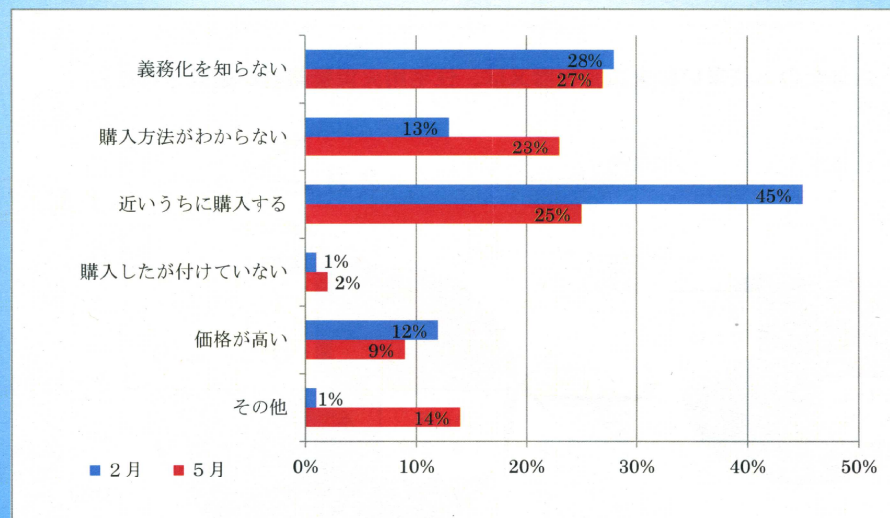


2 1の設問で「はい」と答えた方に質問します。
4月以降に設置しましたか。4月以前に設置しましたか？

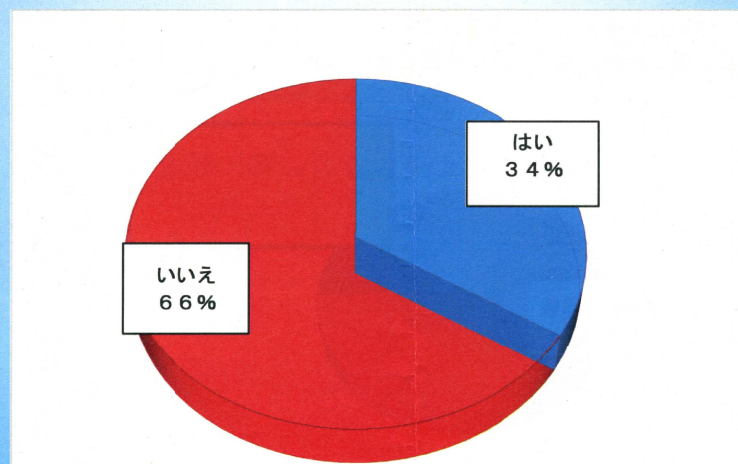


※ 裏面もご覧ください。

3 1の設問で「いいえ」と答えた方に質問します。設置していない理由は次のうち
どちらですか？（複数回答可）

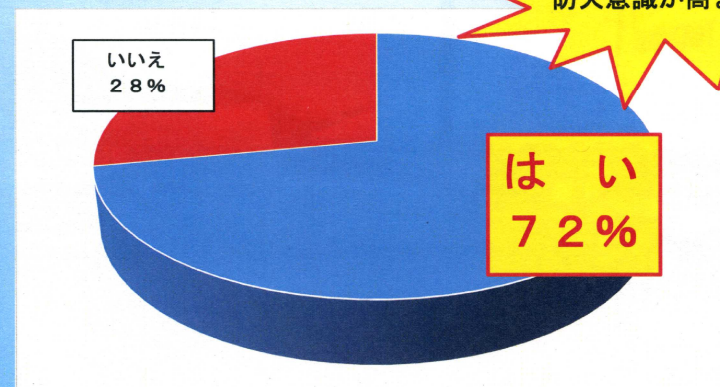


4 平成28年4月以降、地域の防災訓練や勤務先の消防訓練に参加しましたか？



回答世帯数：134世帯

5 平成28年4月以降、住宅防火モデル地区に指定され防災訓練等を実施し自治会の
防火意識は高まったと思いますか？



回答世帯数：134世帯

6 住宅防火について、ご質問がありましたらお聞かせください。

Q1 自治会で、住宅用火災警報器や消火器等の即売会を自治会館等で実施してほしい。

A 消防署では、即売会の実施や業者の紹介などはしていませんが、自治会などによる共同購入を推奨しておりますので、その際はご相談ください。

※ 共同購入のメリットは？

- ☐ 個人個人で購入するよりも、購入の手間が軽減
- ☐ 高齢者世帯への取付け支援なども可能です。
- ☐ まとめて購入することで、価格交渉次第で安くなることも
- ☐ 共同で購入すれば、悪質販売の被害も防止・・・などです。

Q2 起震車もよかったと思いますが、一緒に煙体験があればよかったと思います。
広い場所で、いろいろな訓練等をしてほしい。

A 住宅防火モデル地区の防災訓練は、第1回目の防災訓練で煙体験、第3回目の防災訓練で起震車による地震体験を実施させていただきました。

ご要望により、様々な内容の訓練を実施させていただきたいと思っております、ご相談ください。

なお、起震車については、予約が必要となり利用を希望する自治会等が多いことからご利用の際は、お早めに消防署にご連絡ください。

※ 次のページもご覧ください。

Q3 防災訓練を一年に1回は、実施してほしい。

A 住宅防火モデル地区として指定させていただき、防災訓練（消防訓練）を3回実施させていただきました。今後につきましても消防署では、訓練のご相談や指導をさせていただきますので自治会等で訓練を実施する際は、お気軽にお声掛けください。

Q4 さいたま市で指定した住宅防火モデル地区の状況を広報誌として掲載してほしい。そうすれば指定された各区の比較ができ自治会も少しは納得・関心度も高まると思いました。

A 今後につきましては、自治会員の皆様に住宅防火モデル地区の趣旨をご理解していただけるよう、さまざまな広報活動を推進させていただきます。

Q5 緊急時においても、消防車が安全に進入走行できる道路環境の整備を貴指導課にお願いしたいと考えます。

事例として、幅4メートルギリギリの狭い道路に植木鉢や草花の障害物を置いたり、塀の上に植木鉢を置いたりしている住宅がありますが、緊急時には、かなり危険です。また、道路端の側溝の蓋を破壊したままの状態にしてある住宅もあります。

このような状況は、「住宅のモラルが低い」だけでは済まされない重大な問題です。

今、何も起きていないから安閑としているわけですが、緊急時を想定するとこれは、かなり危険なものと思われるので、即時対処していただきたく宜しくお願いします。

住宅防火の観点から貴署指導課は、住民へのご指導、ご協力依頼は、どのようにお考えになっていますか？

A 道路上の障害物の除去等については、消防法で規制することはできませんので、この件について所管課である区役所くらし応援室土木担当に連絡させていただきました。

土木担当では、そのような事があった場合は、ご連絡くださいとのことでした。

なお、私道は対象外となることから、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

消防署としましては、消防訓練、講習会等の実施の際にご理解とご協力をいただけるよう広報してまいります。

※ くらし応援室 土木担当 電話 790-0130

ご意見

- 大変よかったと思う。
- 火事は、恐いが火を使わないわけにいかない。一人一人が注意をして、火を使っているときは、絶対に目を離さないようにしなければならない



モデル地区内住宅火災・**ゼロ** 記録

310日

※ 平成28年4月30日から3月5日現在



問い合わせ先

岩槻消防署管理指導課

担当 吉田・齋藤・川瀬

電話 048(797)0119

FAX 048(798)0789

E-mail: iwatsukishobo-kanri-shido@city.saitama.lg.jp